

羽島市南部学校給食センター給食調理・配送等業務委託に関する質問に対する回答

質問 No.	該当資料 ページ	質問	回答
1	実施要領 P2-(3)-③	「原則として、フォントはMS明朝体12ポイント以上を基準とする」とありますが、提案書については、ページ制限があり本文の記載量が少なくなる可能性があるため対象外との認識でよろしいでしょうか。 対象の場合、提案書の図表内の文字は対象外としていただくことは可能でしょうか。	フォントについては、原則12ポイント以上を基準にしています。御質問のとおり、提案書の枚数制限を考慮し、10ポイント以上であれば問題ありません。 また、図表内の文字については、枚数制限を考慮し対象外としますが、読みやすい範囲での文字サイズで記載してください。
2	実施要領 P2-(3)-③	フォント基準がありますが、図表を作成した場合も同様な基準でしょうか。	質問No.1の回答のとおりです。
3	実施要領 P3-4	7月17日の質問の回答を受け、回答に対する質問が生じた場合、追加質問は可能でしょうか。	追加質問は受け付けません。
4	実施要領 P5-(5)-④	部数として「正本1部・副本12部」とありますが、参加表明書の副本は選定委員へ配布すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	実施要領 P5-(6)-⑤	提案書の書式について様式集に記載ある通り、A4サイズ両面刷り1枚又はA3サイズの片面刷り1枚のいずれかで対応することで良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	実施要領 P6-⑥-イ	現在、従事している調理員、配送員および地元在住者の優先雇用とありますが、現在給食センターに勤務している会計年度任用職員の人数および勤務状況をご教示ください。 ①雇用の形態（時給・日給・月給）毎の在籍人数と給与額、②期末手当、勤勉手当などの特別手当の支給額、③社会保険加入状況、④年間勤務日数、⑤勤務時間、⑥管理栄養士や栄養士または調理師資格者の人数	別紙1「会計年度任用職員（調理員・配送員）の給与その他勤務状況等一覧表」のとおりです。
7	実施要領 P7-③	本プロポーザルにおける選定委員会について、現時点で想定されている審査員の構成及び人数をご教示いただけますでしょうか。	羽島市の部長職 4人 学識経験者 2人 <u>羽島市学校給食センター運営委員会の代表 1人</u> 合計 7人
8	実施要領 P7-③-(ア)	プレゼンテーションで使用する資料については、提出した提案書を基に資料を作成することは可能でしょうか。	可能です。

羽島市南部学校給食センター給食調理・配送等業務委託に関する質問に対する回答

質問 No.	該当資料 ページ	質問	回答
9	実施要領 P7-③-エ-(ア)(イ)	「事業者の説明は、提案書等により行うこと（追加資料は認めない）」「パソコンを使用する場合は、応募事業者が用意すること」とありますが、提案書等の「等」について、提案書に記載された同内容であるとの前提のもと、パワーポイントでの説明は可能との認識でよろしいでしょうか。可能な場合、提案書に記載された同内容で追加提案でないとの前提のもと、スペースの関係で本文のみ記載し省略した写真や図表を使用することは可能でしょうか。不可の場合、提案書をそのまま投影のみ可能とのことでしょうか。	お見込みのとおりです。 また、省略した写真や図表の使用は可能です。
10	実施要領 P9-キ	価格評価(30点)の具体的な採点方法についてご教示ください。 例： ・計算式による機械的な自動加点（価格点） ・審査員が個別に評価基準に基づいて主観的に採点を行う方法	最低見積金額／提出見積金額×配点（小数点以下切捨て） ※異常に少額であるなど、本業務の適正な履行に支障があると判断した場合は、0点となります。
11	実施要領 様式集 P2-様式第2号- 添付書類No.6	添付資料No.6 給食調理・配送等業務委託の受託実績書は、受託実績の指定項目について受託全件の一覧書か契約書（該当箇所抜粋添付）のいずれか、またはその両方など市の想定をご教示いただけますでしょうか。 契約書の提出の場合、実績が百件以上あり全件提出では書類が膨大になるため、主要受託実績を5件選出など上限を設定いただくことは可能でしょうか。	受託実績の指定項目を記載した上で、10件を上限に一覧表を提出してください。 なお、一覧表に契約書を添付しても構いません。
12	実施要領 様式集 P6-様式第5号	各実績の「施設種別」の項目について、記載方法をご教示ください。 備考に学校給食共同調理場（学校給食センター）におけると記載があるため、学校給食施設のみを記載と認識しており、学校給食施設（共同調理場）と初期記載がされているため本欄については記載不要との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	実施要領 様式集 P8-様式第7号	作業工程表および作業動線図については、サイズの指定がございませんでしたのでA3片面印刷（3献立分で6枚）での提出で問題ございませんか。	お見込みのとおりです。

羽島市南部学校給食センター給食調理・配送等業務委託に関する質問に対する回答

質問 No.	該当資料 ページ	質問	回答
14	実施要領 様式集 P8-様式第7号	作業動線図については、PDFデータをいただいておりますが、Excelデータをご提供いただけますでしょうか。	市ホームページに掲示します。
15	実施要領 様式集 P8-様式第7号	釜が8基ありますが、各釜について汁物、炒め物、和え物、ポイルなど使用用途の指定がありましたらご教授ください。	汁物 : 釜4つ使用 (1釜～4釜) 炒め物 : 釜3又は4つ使用 (5釜～8釜) 和え物 : 釜3又は4つ使用 (5釜～8釜) ポイル : 釜3又は4つ使用 (5釜～8釜) ゆで野菜 : 釜4つ使用 (5釜～8釜) センター炊飯: 釜5つ使用 (1釜～5釜) やきそば : 釜6つ使用 (3釜～8釜)
16	仕様書 P1-(3)-①	調理品目について、主菜が2献立となる頻度についてご教示いただけますでしょうか。	月2回程度です。
17	仕様書 P1-(3)-①	調理品目について、主食をセンター内で調理することの記載がございますが、献立内容をご教示ください。 センター内調理の場合、通常学校に直送される主食がセンターに配送されることとなっているかと思いますが、納品時間をご教示ください。	令和8年4～6月に給食センターにて調理した主食は、アルファ化米を使用した下記の献立です。 なお、使用する米は、アルファ化米として給食センターに事前に納品されます。 4月 たけのこごはん 5月 ひじきごはん 6月 シーフードピラフ、五目ごはん
18	仕様書 P1-(3)-①	空調設備の工事計画についてご教示いただけますでしょうか。	令和8年度に、検収室・下処理室・調理室・洗浄室に空調設備を設置します。
19	仕様書 P1-(3)-①	調理室内の床に段差が生じている個所がありましたが、修繕計画はありますでしょうか。	将来的に床の修繕は計画していますが、時期は未定です。
20	仕様書 P2-②給食受配校	受配校6か所のプラットフォームおよび校内の走行動線について、現地確認のための立ち入りは可能でしょうか。	立ち入りは不可です。
21	仕様書 P2-(4)-③	貸与設備・備品・機器・器具の部品交換について記載がございますが、調理員が対応している部品交換の対応事例について、具体的な事例をご教示いただけますでしょうか。	移動台、コンテナ等のキャスター交換 パッキンの交換

羽島市南部学校給食センター給食調理・配送等業務委託に関する質問に対する回答

質問 No.	該当資料 ページ	質問	回答
22	仕様書 P3-(6)-①	業務時間について、献立内容等にて早朝出勤などの時間外は、現状どの程度実施していますでしょうか。	月3回程度、夕方の時間外に班長会を実施しております。班長・副班長（計6人）が出席し、一人当たり月1時間程度の時間外勤務を実施しています。 なお、ボイラー運転については、7時30分頃に起動しています。
23	仕様書 P3-(6)-①	現状の調理完了時間・配缶完了時間がわかる作業工程表をご教示いただけますでしょうか。	別紙2「給食開始時刻等一覧（平成8年度）」のとおりです。 なお、配缶完了時間は、仕様書添付資料集4「配送業務計画」を参考にしてください。
24	仕様書 P3-(6)-①	検収業務については8：00開始とありますが、イレギュラーが発生した際の食材荷受け開始時間をご教示頂けますでしょうか。 また、当日及び前日納品の食材をご教示ください。	別紙3「給食物資の納入について（令和8年度）」のとおりです。（検収開始は8時10分から） イレギュラーが発生した際の食材の荷受け開始時間は、特に決まっておりません。 なお、当給食センター、食材の納入業者の都合等により、納品時間が変更となる場合があります。
25	仕様書 P4-(12)-①	梁・柱・シャッター等の障害物を除いた最小寸法で、車庫の有効内寸（間口・奥行・高さ）をご教示ください。	別紙4「車庫平面・立面・矩計詳細図・建具表」を参照してください。 なお、図面だけでは確認できない場合は、現地にて実測することを可能とします。現地にて実測を希望する場合は、事前に当給食センターに連絡してください。
26	仕様書 P4-(12)	各学校のプラットホームの幅・奥行・高さについてご教示ください。	令和8年7月31日までに追加回答します。
27	仕様書 P5-(12)-⑤	令和9年度の車両維持費には、経年劣化による修繕費も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、令和9年度の配送車両の経年劣化による修繕費は、市の負担となります。
28	仕様書 P6-(18)-②	食事・休憩等に使用する机、椅子、湯茶用具、ロッカー等について、添付資料集9ページ記載の物品以外に不足が生じた場合は、受託者の負担で準備するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	仕様書 P6-2	調理従事者等は配置について、人材派遣の活用は可能でしょうか。	受託者で直接雇用する調理従事者等を基本とします。

羽島市南部学校給食センター給食調理・配送等業務委託に関する質問に対する回答

質問 No.	該当資料 ページ	質問	回答
30	仕様書 P6-2	外国人在(特定技能生含む)の配置は可能でしょうか。	配置は可能です。ただし、適法な在留資格を有していること、日本語での適切なコミュニケーションが取れること、衛生管理の徹底など業務に支障がないことが必要となります。
31	仕様書 P6-2	現在の給食業務に従事している職員の、業務区分ごとの配置人数をご教示ください。また、給与或いは人件費に関して可能な範囲で差し支えない情報があれば併せてご教示願います。	配置人数は、下記のとおりです。 調理員 : 15人 調理員兼配送員 : 3人 配送員 : 2人 ボイラー運転(市職員) : 2人 危険物取扱者(市職員) : 2人 また、給与については、質問No.6の回答のとおりです。
32	仕様書 P7-⑦⑧	現状の調理員の中にボイラー技士(二級以上)、危険物取扱者(乙種4類以上)の有資格者は在籍しているのかご教示ください。	市職員の有資格者(ボイラー技士二級、危険物取扱者乙種第4類)が在籍しています。
33	仕様書 P7-⑦⑧	現状のボイラー管理責任者及び危険物取扱責任者の一日の流れ及び業務について、具体的にご教示ください。	危険物屋外タンク本体・防油堤の亀裂・損傷等の確認、防油堤内の雨水の排水(必要に応じて)、A重油の残量の確認 →ボイラーの起動 →ボイラーの動作、状態確認 (調理、洗浄作業) →ボイラーの停止 ※危険物取扱責任者は、A重油の給油の際、立ち合う。
34	仕様書 P7-⑧	危険物取扱責任者の実際の業務内容をご教示ください。 「危険物取扱実務経験が6か月以上」とありますが、当該実務経験を満たしていない有資格者でも配置可能かご教示ください。	当給食センターには、A重油の屋外タンク(最大数量8,000L)を設置しています。業務内容は、仕様書P14に記載している内容のほか、給油時の立会いが必要となります。 なお、有資格者である危険物取扱責任者は、消防法に基づく危険物取扱者保安講習を定められた期間内に受講する必要があります。 また、危険物取扱実務経験が6か月以上の有資格者が配置可能条件となります。
35	仕様書 P9-(2)-①	デザートや添加物等はセンターへの納品でしょうか。	デザートや添加物等は、納入業者による学配が基本となります。

羽島市南部学校給食センター給食調理・配送等業務委託に関する質問に対する回答

質問 No.	該当資料 ページ	質問	回答
36	仕様書 P9-(2)-②	「月2回程度主食の調理が必要である」と記載がありますが、この主食の調理とは具体的にどのような品目を想定されているのか、また、どの調理設備を使用することを想定されているのかご教示願います。	質問No.17の回答のとおりです。 また、月2回程度の主食は、釜で調理します。
37	仕様書 P11-⑤-エ	令和9年度中については、当該修繕・予備車手配の対象外との理解でよろしいでしょうか。	仕様書P11に記載（下記）のとおりです。 「令和9年度は、給食センターの車両を使用するが、受託者の責めに帰すべき事由による修繕等については、受託者の負担（予備車の手配を含む。）とする。」
38	仕様書 P11-⑥-エ	市指定の洗浄剤について、同等以上の効果・安全性を有する製品であれば指定品以外の使用は可能かご教示ください。 また、その場合の事前承認の可否および手続きについてご教示ください。	市指定の洗浄剤を使用することを原則とするが、同等以上の効果・安全性を有する製品であれば、指定品以外の使用は可能である。 なお、その場合、書面による協議書の提出が必要となります。変更に係る費用については、受託者の負担となります。
39	仕様書 P12-⑧	「敷地周辺」とは具体的にどの範囲を指すのかご教示ください。	当給食センターに隣接する水路、道路を指します。
40	仕様書 P12-⑧-ア	トイレ清掃について、外来トイレを含むとありますが、衛生観点から、検便未実施者の使用が想定される来客用トイレは対象外としていただくことは可能でしょうか。	外来トイレを使用する者には、健康調査票の提出を求め、健康上、問題のない者のみ使用可としています。よって、調理場内での業務に従事しない者で清掃することを想定しています。
41	仕様書 P12-⑧-ウ	日常管理上の軽微な修繕について、具体的な範囲をご教示ください。	金額としては、1件当たり5万円までのものと考えています。
42	仕様書 P13-⑧-オ	敷地周辺の除草について、具体的な範囲および内容をご教示ください。	当給食センターに隣接する水路、道路の草刈りを指します。
43	仕様書 P13-⑧-オ	除草に係る機器は市から貸与されるのか、または受託者が準備するのかご教示ください。	市で用意した草刈り用の鎌を貸与します。
44	仕様書 P13-⑧-オ	高所作業の想定有無についてご教示ください。 また、受託者が高所作業を行う場合、外部委託は可能かご教示ください。	空調設備のフィルター、扇風機、換気扇の清掃が、主な高所作業となります。外部委託が必要な高所作業は、想定していません。

羽島市南部学校給食センター給食調理・配送等業務委託に関する質問に対する回答

質問 No.	該当資料 ページ	質問	回答
45	仕様書 P14-⑩-ク	調理衣の洗濯について、洗濯機、乾燥機の容量などの仕様及び台数をご教示ください。	洗濯機3台（8.5kg、7.5kg、4.5kg） 乾燥機1台（6kg）
46	仕様書 P14-⑬-カ	駐車場利用について月額3,000円/台とありますが、現会計年度任用職員の方が個人負担をしているとの認識でよろしいでしょうか。 また、場内で使用可能な台数をご教示ください。	駐車場使用料は、個人負担としています。 また、場内での使用可能な駐車場は、普通自動車12台、軽自動車7台の合計19台分です。ただし、縦列駐車等により、プラス5台程度の駐車が可能となります。
47	仕様書 P14-⑬-カ	受託者が利用可能な駐車スペースの上限台数についてご教示ください。	質問No.46の回答のとおりです。
48	仕様書 P18-10-(3)	契約期間中における賃金または物価の変動に基づく契約金額の変更は可能かご教示ください。 可能な場合は、変更時期・適用指標等の条件についてご教示ください。	業務委託契約約款に基づく「経済事情の激変等による契約金額の変更」の適用が想定されます。実情を調査し、市と受託者との協議の上、契約金額を変更することとなります。 なお、具体的な変更時期・適用指標等の条件は設定してません。
49	仕様書 P18-10-(3)	本契約において、受託者都合による中途解約条項を設ける予定があるかご教示ください。	本業務委託については、業務実施の安定性、継続性等を考慮して、業務委託期間を5年間としています。よって、受託者都合による中途解約条項を設ける予定はありません。
50	仕様書 添付資料集 P6-配送業務計画	各学校の給食開始・終了時間をご教示ください。	質問No.23の別紙2「給食開始時刻等一覧（令和8年度）」に記載しています。
51	仕様書 添付資料集 P6-配送業務計画	配送員は配送終了後、センター内での休憩でしょうか。	お見込みのとおりです。
52	—	受託者が手配した洗浄機用洗剤の空ボトルや破損した清掃用品等の産業廃棄物について、処理は市・受託者のいずれが行う想定かご教示ください。	受託者にて処理することになります。
53	別紙B 「羽島市南部学校給食センター配置図及び作業動線図」	魚・肉・卵および加工品の釜分け等の作業について、どの区域で実施することを想定されているのか、ご教示願います。	揚げ物機前の作業台（汚染区域）で実施します。